

受注者は業務委託契約後、発注者の指定する業務委託関係提出書類を2部作成し、速やかに監督職員に提出する。

5 官公庁への諸手続き

業務に関連して必要な官公庁への諸手続きは、受注者の負担とし、速やかに行う。ただし、特記がある場合は、その限りではない。

6 現場の管理

(1) 業務責任者は、業務着手前に監督職員に業務方法、実施時期、業務時間及び安全対策等について説明し承諾を得る。また、併設施設がある場合はその施設の管理者とも十分な打ち合わせを行う。

(2) 受注者は、作業現場の内外を問わず、人命、財産に危害を及ぼさないよう細心の注意を払うとともに、必要な安全対策を講じ、適正に管理する。

7 業務条件

業務の実施は原則として、発注者の就業時間内とする。ただし特記があるもの、又は発注者の申し出によるものについてはこの限りでない。

8 駐車場の利用

もと淀川図書館には駐車場及び駐車スペースがないため、近隣のコインパーキング等を利用すること。

9 業務完了

受注者は業務が完了した時、業務完了届を監督職員に速やかに提出する。

10 秘密の保持

受注者は業務上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また契約期間満了後、又は解除後においても同様とする。

11 鍵の管理

(1) 業務の実施にあたり、受注者が施設の管理者より借り受けた機械室等の鍵を紛失した場合は、施設の管理者に確認の上、受注者の負担により錠の交換を行う。

(2) 受注者は鍵をいかなる場合も複製してはならない。

(3) 受注者は発注者に無断で受託業務以外の目的に鍵を使用してはならない。

12 関係図書等の管理等

(1) 受注者は業務遂行に際し、発注者の関係保管資料等を調査する必要がある場合は、発注者に貸し出し、又は閲覧を求めることができる。

(2) 受注者は、各設備竣工図面、完成図書、官公庁関係書類、その他関係書類を借り受けた場合は、責任をもって管理し、契約期間満了後、又は解除後に遅延なく返却する。

13 成果物に係る著作権その他の権利の帰属

受注者が業務の実施にあたり作成した書類及び電磁的記録媒体等一切の図書の著作権及び所有権は発注者に帰属するものとし、契約の満了時、又は解除時には速やかに受注者は発注者に引き渡す。

14 庶務的事項

(1) 受注者は本業務に従事する者に対し、人権啓発や労働安全衛生等の研修を定期的に行う。

(2) 業務の引継ぎについて特記項目に記されている場合は、受注者は落札後速やかに現受託者より、業務に支障なきよう引継ぎを受けるものとし、業務完了後、次の受託者が決定した時には同様に引継ぎを行う。

15 施設管理者・事業担当

大阪市西区北堀江4-3-2

大阪市立中央図書館 総務担当(担当:武田、小田)

電話:06-6539-3316

FAX:06-6539-3336

Ⅲ 各設備保守点検業務仕様

消防用設備保守点検

1. 点検対象設備 (各機器の仕様は下記の仕様表による。)

淀川図書館

設 備 名	主要メーカー	備 考
消火器具		消火設備
自動火災報知設備	ホーチキ RPF-AW05P	警報設備
誘導灯及び誘導標識		避難設備

2. 点検内容

共通仕様書第2編第6章第1節6.1.1、6.1.2、第2節6.2.1、6.2.2による。

消防用設備等仕様表

項 目		数 量	備 考
1. 消火器具			
粉末消火器	蓄圧式 10型	7 本	うち機能点検（放射・薬剤詰替）2本
2. 自動火災報知設備			
受信機	P型1級 3/5L	1 面	ホーチキ RPF-AW05P
副受信機		1 面	1階カウンター内
定温式感知器	スポット型	2 個	
煙感知器	スポット型	19 個	
P型1級発信機		2 個	
表示灯		2 灯	
音響装置		3 個	
常用電源	交流電源	1 組	
予備電源	蓄電池	1 組	DC24V 0.9Ah/5HR
3. 誘導灯及び誘導標識			
誘導灯		5 灯	

3. 特記事項

(1) 臨機の措置

不時の故障、又は事故の連絡を受けた場合は、本市担当者と日程調整を行い、技術員を派遣し本市担当者立会のもと適切な処置を行うこと。

(2) 安全対策

本保守点検業務を行うについては、適切な安全対策を講じること。

(3) 廃棄物

保守点検業務上において発生した廃棄物は、関係法規に基づき適正に処理を行なうこと。

(4) 点検及び保守の実施

① 受注者は、下記の設備を設置している施設にあっては、障害発生時には相互協力して機能回復につとめる。

電気事業者の設備、構内交換設備

② 商用電源の受電経路を把握し、停電時の給電方法を明記し機能を確保する。

③ 受注者は、契約締結後速やかに作業計画書を作成し、監督職員に提出・了承されたのち点検作業を実施する。点検作業については、消防法、同施行令、同施行規則に基づき、詳細については、消防用設備等点検実務必携「（一財）日本消防設備安全センター」に準じること。

④ 受注者は、当該消防用設備等の構成及び機能を熟知し、適正な点検作業を実施することにより、常に最良の状態に維持する。

⑤ 点検作業日以降数日間の当該設備誤作動について、発注者又は施設管理担当者から連絡を受けた場合は、直ちに業務担当者を派遣して、監督職員の指示に従い、速やかに応急措置を実施し、施設機能の確保に努めるものとする。なお、これらに要する費用については受注者の負担とする。

- ⑥ 消火器機能点検（放射・薬剤詰替）については、原則として放射試験実施後、消火薬剤の充填を行うものとするが、発注者が認める場合は当該の消火器を関係法令に則り適切に処分を行った上で同等品以上の新品に交換することができるものとする。

(5) その他

- ① 特に明記なき事項でも、当然必要と思われる事項は、本保守点検業務に含むものとする。
- ② 見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は見積書提出期限前々日の午後5時までに質問し、その内容を熟知のうえ、見積書を提出するものとする。なお見積書提出期限前々日の午後5時以降の疑義については受付しない。また、契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。

4. 提出書類

番号	書類名	部数	摘要
1	業務着手届	1	契約締結後すみやかに提出
3	業務責任者届	1	業務着手届と同時に提出。
3-2	業務責任者変更届	1	業務責任者を変更した場合に提出
4	業務責任者が請負者に所属することを証明する書面の届出	1	業務着手届と同時に提出。
5	業務計画書	1	業務着手届と同時に提出。
6	産業廃棄物処理済報告書	1	産業廃棄物を処理した場合に提出。
7	業務完了届	1	業務完了後すみやかに提出
8	点検報告書	1	業務完了後すみやかに提出
9	作業写真	1	点検報告書に添付して提出

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 消防用設備の点検及び関係各局への報告書作成、提出
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。